

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成21年6月16日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君  
兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴 田 二三夫 君  
兼都市計画課長

監査委員事務局長 高 橋 芳 行 君

兼環境課長

健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君  
兼保険年金課長

総務課長 塚 本 邦 広 君

## 5. 議事日程

### (1) 議案質疑・委員会付託

議案第 47 号 豊明市税条例等の一部改正について

議案第 48 号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

議案第 49 号 愛日地方教育事務協議会規約の一部改正について

議案第 50 号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

議案第 51 号 尾張農業共済事務組合規約の一部変更について

議案第 52 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 47 号から議案第 52 号までの6議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 47 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.3 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 47 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 48 号について質疑をお受けいたします。  
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.4 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 48 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 49 号について質疑をお受けいたします。  
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.5 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 49 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 50 号について質疑をお受けいたします。  
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.6 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 50 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 51 号について質疑をお受けいたします。  
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.7 ○議長(坂下勝保議員)**

これにて、議案第 51 号の質疑を終わります。  
続いて、議案第 52 号について質疑をお受けいたします。  
質疑のある方は挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.8 ○15番(山盛左千江議員)**

平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)の 10、11 ページの成人病診断等委託料についてお伺いいたします。

今回のこの補正、700 万円余ですけれども、まず今回の補正が必要になった理由という

か、いきさつについてご説明いただきたいと思います。

それから、生活習慣病診断の委託料が含まれていると思いますけれども、その委託料の1人当たりの単価をお知らせください。

その単価は、医療機関なのか集団健診なのか。後期高齢者の場合は、医療機関のみと聞いておりますが、集団での健診を行っていない理由も、あわせてお願いいたします。

前年度の受診率、本年度この補正をする前の予算を全部使い果たしたときの受診率、さらに700人今回追加だというふうに聞いておりますが、全員が健診を受けた後の受診率は、どのように変わっていくのか。それについてもお知らせいただきたいと思います。

じゃ、とりあえずそれだけでお願いいたします。

#### No.9 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

#### No.10 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

成人病健診委託料につきまして、4点ほどご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、最初の補正が必要となった理由でございます。

これにつきましては、20年度からこういう形ということは、議員もご案内のとおりだと思います。

20年度につきましては、いわゆる生活習慣病の対象者を除くという部分の厚生労働省からのガイドラインがございました。その部分が20年度末、20年12月ぐらいに、これもやはり生活習慣病に現在かかっている方でも健診は必要だよというふうに変更になりました。

それを受けまして、愛知県の広域連合のほうでも検討した結果、21年度からは生活習慣病にかかっている方も、75歳以上の健診は必要ということになりましたので、その分、当初予算を私どもは300人でございましたが、今回700人を追加して、合計1,000人といった補正予算をお願いするものでございます。

それから、2番目の生活機能評価の単価でよろしかったでしょうか。

これは、75歳以上の人たちは集団健診はございません。あくまでも医療機関方式ということで、単価は9,240円でございます。

それから、じゃなぜ集団健診がないのかというご質問だと思いますが、75歳以上については、何らかの形でかかりつけ医を持ってございます。そういった部分を加味いたしまして、やはりかかりつけ医で6月から10月の間に受けていただくということで、集団健診ではなくて、かかりつけ医の健診ということにいたしました。

それから、前年度の受診率ですけれども、75歳以上の前年度の受診者は186名でございました。対象者が5,000人を超えておりますので、約4%の受診率でございます。

今回、補正後、この補正後ですと、1,000人という計算でございますので、ざっと18%ぐらいにアップするということになっております。

終わります。

#### No.11 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

#### No.12 ○15番(山盛左千江議員)

後期高齢者の方の生活習慣病の健診が、最初は必要がないというような国の方針というか、判断があったけれども、それも対象にしてもいいんじゃないかというふうに変ったということですが、それが、どうしてそうなったのかがよくわからないのでお聞きしたかったんですけれども、それと、何らかの形でお医者さんにかかっているの、医療機関のみとしたということなんですけれども、75歳以上でなくても、医療機関にかかっている前期高齢者の方はおいでだと思うんですけれども、75歳以上は医療機関、それ以前はどちらでもいいという方法をとっていらっしゃることに、ちょっと理由がはっきり見えてこないのお伺いしたかったんですけれども、集団の場合の単価は5,000円ぐらいだというふうに聞いておりますけれども、それで間違いなかったでしょうか。

生活習慣病、まあ血圧が高いとか糖尿病とか、そういった方たちも含めて、既に病院にかかっているの、今回健診を受けるということになって、医療機関で受けられるということになると、二重の検査の可能性が出てくる。そういうことを最初、二重は無駄というか、必要がないだろうということで、その人たちを除いていたのに、今回含めるということになったので、よほどの不都合があったのだろうというふうに思いますので、もう少しわかるようにご説明をいただきたいと思います。

それから、今回の財源ですけれども、歳入が8、9ページのところに雑入として入っておりますけれども、これは広域連合からの収入だというふうに理解しておりますが、それでよかったでしょうか。

この広域連合からの本市への雑入ですけれども、これは保険料が充当されているのか、それとも特別に健診用に国からとか、ほかから財源が入ってきて、それが豊明市に入ってくるのか、その辺についても説明をいただきたいと思います。

二重になる可能性があるにもかかわらず、今回対象にして、それも病院にかかっている医療機関でしか健診が受けられない。その健診の費用が、集団だと5,000円だけれども、医療機関だと9,240円で、とても高い。対象者も増えるということについて、これが本当に正しい姿なのかどうかということを確認しておきたいので、お願いいたします。

ちなみに、近隣市町の後期高齢者のこの健診の受診率がおわかりでしたら、それもあわせてお示しいただきたいと思います。

**No.13 ○議長(坂下勝保議員)**

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

**No.14 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)**

昨年の12月24日付の厚生労働省保険局の事務連絡で、「生活習慣病で治療歴がある方の健診の取り扱いについて」ということで、20年度はやっておりませんでした。この文書によりまして広域連合が検討をいたし、やはり生活習慣病で治療を受けた方でも、第1次スクリーニングの部分で必要ではないかという判断のもとに、広域連合のほうで決定をされました。それを受けて、この21年度から生活習慣病で例えば現在、高血圧症とかでかかっている方でも健診を勧めるわけでございます。

じゃ、なぜ集団健診がないのかというご質問ですが、先ほども申しましたいわゆるかかりつけ医で6月から10月に行っていた。どうしても集団健診というのは、夏場の暑い時期に固まっておりますので、そうした部分を加味いたしまして、例えば6月の初めとか、10月に入ってからは暑さが和らぐころの受診も視野に入れて、6月から10月という部分で、集団健診を除きますというふうに決定をいたしました。

それから、歳入は100%、広域連合からの雑入でございます。

この部分の財源につきましては、お見込みのとおり、75歳以上の県民からの保険料を充当しております。いわゆる広域連合の保健事業の一環として、この75歳以上の後期高齢者健診、私どもは「はつらつ健診」と呼んでおりますが、実施いたしております。

県内、そして近隣の受診率は現在、この場では持ち合わせておりませんので、また調べたいと思います。

終わります。

**No.15 ○議長(坂下勝保議員)**

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

**No.16 ○15番(山盛左千江議員)**

75歳以上の方も、生活習慣病の健診を受けていただいて、それでその後の改善というか、そういうことにつなげていく指導とか、次のステップがありますね。

後期高齢者以外の方については、65歳以外の方については、チェックが入った人につ

いては、その後の指導があるんですけれども、75歳以上の方については、そういう指導をするというようなプログラムをつくるというようなメニューが最初からないものですから、その方たちが受診されて、その後のフォローをどうするのかという問題も1つあるんですけれども、そのことについてもあわせて変更なり、検討なりしていられるのかどうか。

それと、近隣の受診率もわからないということですが、医療機関方式がほとんどなのか、それとも併用で選べるようになっているのか。夏の暑い時期が大変だから、医療機関というのはちょっとわからない、理由にならなくて、じゃ涼しい時期に集団をやればいいのかと。

保険料が健診の費用として使われるものですから、それぞれの自治体が工夫する必要があると思うんですけれども、そういったことについて近隣を調査するなり、当市にとって一番コストのかからない効果的な方法というのを検討されたかどうか、お願いいたします。

#### No.17 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

#### No.18 ○健康福祉部長(濱島義和君)

まず、最初のご質問のいわゆる75歳以上のメニューということですが、基本的にはいわゆる健診を行いまして、第1次スクリーニングを行いまして、その後、65歳、64歳以下ですと特定保健指導のほうに流れてまいります。65歳以上については、介護予防事業のほうに流れていきます。

そういったことで、65の年齢を境にお若い方は特定保健指導、高齢の方は介護予防事業、こういうふうに流れていくというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、10月までにいわゆる健診を終えないと、それ以降の特定保健指導のほうに時間がございません。介護予防も同じでございます。ということで、10月までが一つのタイムリミットということになっております。

それから、近隣の状況につきましては後日、調べてご連絡を申し上げたいと思います。以上です。

#### No.19 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

これにて、議案第52号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案6件は、豊明市議会会議規則第37条の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり、所管の各委員会に付託をいたしま

す。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審査のため、明6月17日から6月25日までの9日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.20 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月17日から6月25日までの9日間を休会とすることに決しました。

6月26日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時19分散会



